

テルスターフロアブル
(ビフェントリン水和剤)

登録番号: 第20844号

適用拡大の概要

＜使用方法の追加＞

・作物名「びわ」の使用方法に「無人航空機による散布」を追加する。

(下線部が変更点)

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ビフェントリンを含む 農薬の総使用回数
びわ	カメムシ類	3000倍	200～700 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	2回以内
		30倍	4L/10a			無人航空機 による散布	

(該当作物のみ記載。)

＜使用上の注意事項の変更・追加＞

(4)として以下を追加し、以降を繰り下げる。

(4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

(5)を以下の通り変更する。

(5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

- ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。**無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。**
- ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
- ③ 関係機関(都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等)に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。